江戸川区立下小岩小学校　人権教育全体計画

人権に関する法令
- 日本国憲法
- 教育基本法
- 学習指導要領
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 人権教育・啓発に関する基本計画
- 東京都人権施策推進指針
- 東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
- 人権教育の指導方法等の在り方について
- 児童の権利に関する条約
- 江戸川区子どもの権利条例
- 江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例　等

学校の教育目標
○自ら考える子
○心豊かな子
○たくましい子

目標策定の方針
・児童相互の聴きあう関係を重視し、意見の相違に気付かせる。
・自分なりの課題意識をもち、課題解決に向けた取り組みを行わせる。

人権教育の目標
児童一人一人が個性を生かし、それぞれが思いやりの心をもって生き生きと生活できるようにする。

人権教育に関する指導の実態把握
・日頃の人権教育指導を、素直な気持ちで聞くことができる。

目指す児童像
他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心をもって生活できる子。

人権教育を通じて育てたい資質・能力
・互いの考えを尊重させる能力
・自己肯定を経験させ、自己有用感を育む。

普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組
○人権の意義、内容についての学習、法の下の平等、個人の尊重、社会規範、権利と義務、自由と責任についての学習、生命尊重の心情や態度、豊かな人間性を育むための学習を行う。
○各教科の授業等を用いて児童を意図的に偏見や差別に出会わせ、偏見や差別がいかに醜いものであるか、人を傷つけるものかを実感させる。それをふまえて、人権課題についての理解を深めていく。

学年・学級経営
○児童の発達段階を踏まえて、人権課題に直接つながる素材や基盤となる素材を適切に選択し、人権意識が高まるよう系統的に指導する。いじめにつながる言動に注意をはらい、情報収集に尽くす。もし問題が発生した場合は早急に対応し、管理職を含め複数で指導に当たるようにする。
○自分のよいところも友達のよいところも大切にできる学級・学年・学校の雰囲気を教職員・児童一丸となってつくっていく。

日常的な指導
ふれあい月間（年３回）を設定して、意図的、計画的に人間関係を円滑にするための学習や体験を進める。
人権の花の育成に携わり、生物を大切にしようする心情を養う。

教科等の指導
学習指導要領の目標や内容と照らし合わせて、人権課題と直接的に結びつくことや、認め合い、学び合うという人権のねらいに即した内容については重点的に指導する。

人権教育の年間指導計画のための方針
○週ごとの指導計画等を活用して各自が進行管理を行う。
○学年会や教科部会、分掌部会等において、各自の評価を報告し合い、情報等を共有する。
○人権教育を通じて育てたい資質・能力育成の実現の見通しはどうか、学習内容が児童にとって問題意識を喚起できるものであるか、見直しによって学習活動に質的な高まりが得られるか等に配慮し、新たな計画を策定する。

教職員の研修
若手教員研修を独自で開き、人権教育の大切さについて学び合い、全体に伝達する。

校種間の連携
小中連携教育の際に、お互いの目標を確認し合い、情報交換を行う。

家庭・地域との連携
特別活動や学校行事、各教科領域における体験等を通して、相手を思いやる気持ちを育てる。